

生活

愛知県防災航空隊ヘリコプター 水難救助訓練

赤羽根太平洋ロングビーチ周辺で、消防署と愛知県防災航空隊ヘリコプターによる水難救助訓練を行います。訓練中は騒音が発生するとともに、訓練会場への立入り制限を行いますのでご協力をお願いします。

●日時 8月9日(月)

午前9時30分～11時ごろ

※雨天や荒天候の場合は中止

▼消防署

☎23局4075 FAX23局2440

夏の安全なまちづくり県民運動 8月1日回～10日回

この運動は、地域の皆さんと防犯協会、警察が協力し合い、皆さんの身の回りに危険を及ぼす犯罪を未然に防ぐ活動を行うものです。

8月は、夏休みや長期休暇などで開放的な気分になり、身の回りに潜む危険を見落としがちな時期です。また、ラジオ体操や盆踊りなどの地域行事なども行われ、地域連帯を強

めていくことができる時期でもあります。

皆さん、地域ぐるみで防犯活動を行い、安心して暮らせるまちを目指しましょう。



●運動の重点

- 子どもや女性が被害者となりやすい犯罪の防止
- 住宅を対象とする侵入盗の防止
- 自動車盗および自動車関連窃盗の防止

●年間取り組み事項

- 振り込め詐欺の被害防止

▼市民協働課

☎23局3504 FAX23局0180

平成22年度後期高齢者医療 保険料が決定します

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

●保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していた「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は50万円です。

●保険料の減額

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後

期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額により、均等割額・所得割額の減額が判定されます。

●保険料の支払方法

年金からのお支払い(特別徴収)や口座振替または納付書(普通徴収)でお支払いください。口座振替でお支払いいただく場合は、市役所で手続きが必要ですので、お問い合わせください。ただし、年金の額が年間18万円以下の場合、もしくは介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、口座振替または納付書によるお支払いとなります。

●保険料の納期

●特別徴収⇨平成20年の所得で仮算定した保険料を4月・6月・8月、平成21年の所得で本算定した保険料を10月・12月・2月の年金からお支払い

●普通徴収⇨7月から翌年2月までの計8回で納付(7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合もあります)

■保険料の計算方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 41,844\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000\text{円}) \times 0.0785$$

■保険料の減額

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の所得金額の合計が33万円以下の方 | → 均等割額を8.5割減額(6,276円) |
| ② ①の方のうち、世帯内の後期高齢者医療被保険者全員が、年金収入80万円以下で、他の所得がない世帯の方 | → 均等割額を9割減額(4,184円) |
| ③ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(24万5千円×世帯主でない被保険者数)以下の世帯 | → 均等割額を5割減額(20,922円) |
| ④ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯 | → 均等割額を2割減額(33,475円) |
| ⑤ 後期高齢者医療制度に加入する直前は社会保険等の被扶養者であった方 | → 均等割額を9割減額(4,184円)
※所得割額は賦課されません |
| ⑥ 年金収入が153万円以上211万円以下の方 | → 所得割額を5割減額 |

▼保険年金課
☎23局3514 FAX23局0180

詳しくはお問い合わせください。

